

資料 2

あきたこどもまんなか情報発信事業業務委託仕様書

第 1 業務名

あきたこどもまんなか情報発信事業業務委託

第 2 事業の目的

本業務は、世代に応じた多様な媒体を活用し、子育て支援情報やこどもの権利に関する情報を発信することにより、社会全体で子育てを応援する雰囲気と本県での子育てに前向きな意識を醸成するとともに、こどもが権利の主体であることに対する理解促進を図ることを目的とする。

第 3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

第 4 業務委託の内容

1 全体計画の策定

事業の目的の達成のためのコンセプトや各実施業務のスケジュール等の全体計画を策定し、事前に県と協議の上、適切に業務を遂行すること。

また、次の 2 から 4 に掲げる業務を工夫して効果的に組み合わせ、事業の目的が達成されるように企画提案により具体化し実施すること。

2 出産・子育てガイドブック制作

本県の子育て支援施策等の周知やこどもの権利への理解促進を目的としたガイドブック制作・配布し、妊婦や子育て家庭やその家族、さらには、これから親になる世代が出産・子育てに対して前向きな意識を醸成するため、次に記載する業務を実施するものとする。

(1) ガイドブックの制作

①掲載内容

- ・県が行う子育て支援情報 ※情報は県が提供
- ・こどもの権利の啓発
- ・国や市町村、子育て支援団体が行う支援情報
- ・あきたで子育てを楽しむ家族の紹介
- ・県内の遊び場の紹介（屋外・屋内）
- ・その他、妊婦や子育て家庭、これから親になる世代に有益な出産・子育て情報（参考）令和 7 年度作成「あきたで出産・子育てガイドブック」掲載先

<https://common3.pref.akita.lg.jp/kosodate/kosodate-info/help/service/child-guidebook>

②部数・規格

a. 印刷物

- ・作成部数：8, 000部
- ・サイズ・ページ数：B5判、28ページ以上
- ・紙質・製本：企画提案による
- ・印刷：フルカラー

b. 電子データ

JPEGやPDFなど、データ表示及び印刷に適したファイル形式とするほか、デジタルブック版を作成するなど、県民が電子データを閲覧しやすいように工夫することが望ましい。

③Instagram 掲載用データの制作・提供

①で掲載する子育て支援情報等を効果的に県こども支援課 Instagram「いっしょにこそだてあきた」（以下、「いっしょにこそだてあきた」という。）において発信するためのフィード投稿用画像を制作・提供すること。

④イラストの制作

- ・①及び③の情報をより効果的に発信するため、イラストを制作すること。
- ・イラストの制作に係るイラストレーターは、県内で活動するイラストレーターや県内の大学生等から選定することが望ましく、その選定は県と受託者が協議の上行うこと。
- ・選定したイラストレーターや大学生等と効果的に連携し、「いっしょにこそだてあきた」や(2)①で制作するガイドブックに掲載するためのイラストを制作する。イラストのパターン数は県と受託者が協議の上、委託料の範囲内で決定すること。

(2) 打ち合わせ協議及び校正確認・調整

①打ち合わせ

受託者は、業務の実施にあたり、あらかじめ県と打ち合わせし、確認を受けた上で行うものとする。

②校正確認・調整

- ・(1)で制作するガイドブックについては、印刷・発送前にレイアウト案を提示し、県の校正を受けること。校正は色校正も含め5回程度実施する。
- ・(1)③で制作する Instagram 掲載用データは、作成したものから案を提示し、県の校正を受けること。校正はデータ毎に2回程度実施する。
- ・(1)④で制作するイラストは、作成次第イラスト案を提示し、県の校正を受けること。校正はイラスト毎に2回程度実施する。なお、イラストの校正にあたっては、選定したイラストレーターや大学生等と協議の上、行うものとする。

(3) 納入期限・納入場所・納入部数

納入期限等については、次のとおりとする。なお、②及び③については、納入場所はこども支援課とし、数量は各1部とする。

①ガイドブック印刷物

a. 県

納入期限 令和8年10月30日

納入場所 こども支援課

納入部数 b. に納入した残部数

b. 市町村等

納入期限 令和8年12月15日

納入場所 県が別途指定する場所（約40件）

納入部数 県が別途指定する部数（約7,000部）

②ガイドブック電子データ

納入期限 令和8年12月10日

③Instagram掲載用データ

納入期限 令和9年1月30日

3 あきた子育て応援アンバサダー事業

県が任命する「あきた子育て応援アンバサダー」（以下、「アンバサダー」という。）が取材の上、制作した投稿ページをアンバサダー自身のアカウント及びいっしょにこそだてあきたが共同で投稿（以下「共同投稿」という。）することにより子育て支援情報等を発信するものとする。

(1) いっしょにこそだてあきた投稿ページ制作業務の運営管理

①アンバサダーに対する事業説明

本事業においてこども支援課 Instagram の投稿ページ制作に協力するアンバサダーに対し事業説明を行うとともに、アンバサダー間で連携した活動ができるよう意見交換を行うなど交流を促進するような工夫を行うものとする。

なお、アンバサダーが参加しやすい会場を確保するほか、オンラインを併用するなど開催方法を工夫するものとする。

②取材先との連絡調整及び取材の実施

- ・取材先は、県が実施する「あきた子育てふれあいカード」の協賛店（以下「協賛店」という。）や「こどものえき」の認定店舗（以下「認定店舗」という。）、市町村等が運営する子育て支援施設や遊び場など子育て世帯が利用しやすい場所、または、市町村等子育て支援事業を実施する機関であるものとする。なお、当該店舗等が協賛店や認定店舗ではない場合、店舗に対し、制度を周知の上、参加を勧奨できるものとする。
- ・取材先は、事前に県の確認を受けた上で、決定することとし、取材先との調整を

受託者又は各アンバサダーが行うものとする。

- ・取材時に撮影した画像や動画に、人物や施設等の内部、商品等が映り込んでいる場合は、本人や家族、施設関係者等の同意を得ることとし、その同意は受託者又は各アンバサダーが行うこと。

③投稿ページの制作及び納品

アンバサダーが②で実施した取材を基に投稿ページを制作するものとし、投稿ページの制作にあたっては、次の内容を基本とする。

なお、投稿ページは、委託契約終了後も各アンバサダーのアカウント及びいっしょにこそだてあきたへ掲載し続けることを想定しているため、各アンバサダーから予め許諾を得ること。

・内容

あきた子育て応援アンバサダー募集要項（以下「募集要項」という。）4（1）の①～⑦に関する内容とし、投稿のテーマや時期に偏りが生じないように配慮するとともに、掲載内容が多く Instagram ユーザーに訴求するよう工夫するようアンバサダーと調整を図ること。なお、複数のアンバサダーが共同で制作及び投稿することも可能とする。

・種類及び件数

フィード投稿 40回程度

リール動画 30回程度

※画像・動画のほか、サムネイルや音源、キャプションを含む。

・納品

アンバサダーが制作した投稿ページを受領し、内容を確認の上、県に提出することとし、県の確認後に共同投稿すること。なお、写真、映像、音源及びキャプション等について、修正を要することとなった場合は、その内容をアンバサダーに伝え、適切に修正するよう指示すること。

・著作権の確認

制作した投稿ページの中に第三者が著作権を持つ素材を使用する場合は、それぞれの著作権者と協議の上、使用すること。

④アンバサダーへの報酬等の支払い

投稿ページを制作したアンバサダーに対し、投稿制作費用として次のとおり支払うこと。

・フィード投稿 10,000円

・リール動画 15,000円

⑤その他

いっしょにこそだてあきたの新規フォロワーの獲得や訴求力を高めるために効果的な広報等があれば提案すること。

(2) アンバサダー交流会の開催

効果的な情報発信の手法や課題を共有し、今後の情報発信を活性化するため、また、アンバサダー同士が連携した情報発信を促すため、県が任命する全てのアンバサダーを対象とした交流会を(1)①の事業説明とは別に開催すること。

なお、交流会の内容等は、県と協議の上、決定するとともに、参加者のとりまとめやアンバサダーが参加しやすい会場の確保を行うほか、オンラインを併用するなど開催方法を工夫するものとする。

(3) アンバサダーの発掘

本業務を実施する上で、アンバサダーに適切と思われるクリエイターがいる場合は、受託者は当該者へアンバサダーへの応募を勧奨することができるものとする。ただし、アンバサダーへの任命に係る審査は県が実施するため留意すること。

4 こどもの権利啓発マンガ制作

(1) 啓発マンガの制作

①掲載内容

掲載内容は、次に掲げる内容とし、小学校低学年(1～3年生)が理解しやすいよう工夫すること。

- ・児童の権利に関する条約(以下、「こどもの権利条約」という。)をテーマとし、特に4つの権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)について、日常的なシーンを活用しながら理解を深める内容とすること。

(参考) こどもの権利条約(公益財団法人 日本ユニセフ協会ウェブサイト)

<https://www.unicef.or.jp/crc/>

- ・県が行う支援情報等を掲載すること。

②企画・構成

①の内容を基に、マンガの原案・ストーリー展開、キャラクター設定等を検討し、県との協議の上、決定すること。

③原稿作成

②の企画・構成案に沿って作成することとし、マンガ制作に係る漫画家は、県内で活動する漫画家や漫画制作を学ぶ学生等から選出し、その選定は県と受託者が協議の上行うこと。

④部数・企画

a. 印刷物

- ・作成部数：18,000部
- ・サイズ・ページ数：B5判程度、24ページ程度
- ・紙質・製本：企画提案による
- ・印刷：フルカラー

b. 電子データ

JPEGやPDFなど、データ表示及び印刷に適したファイル形式とし、電子媒体での閲覧に適した構成のもの及び印刷に適した構成のものを納品すること。

(2) 校正確認・調整

①打ち合わせ

受託者は、業務の実施にあたり、あらかじめ県と打ち合わせし、確認を受けた上で行うものとする。

②校正確認・調整

(1) で制作するマンガについては、印刷・発送前にレイアウト案を提示し、県の校正を受けること。校正は色校正も含め5回程度実施する。

(3) 納入期限・納入場所・納入部数

①県

納入期限 令和8年11月30日

納入場所 こども支援課

納入部数 ②に納入した残部数

②県内小学校

納入期限 令和8年12月10日頃

納入場所 県が別途指定する場所（約170件）

納入部数 県が別途指定する部数（約17,500部）

第5 成果品の納入

(1) 成果品

①業務完了届 1部

②実績報告書 1部（紙媒体及びPDFデータ）

③その他、当該業務の成果を示す書類（紙媒体及びPDFデータ）

(2) 提出期限

令和9年3月31日

第6 契約に関する条件等

(1) 契約金額について

契約金額には、本業務委託に関わる一切の経費を含むものとする。

(2) 再委託等について

① 受託者は、本業務委託のすべてを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

② 受託者は、本業務委託の一部を第三者に再委託することができる。その場合は

再委託先ごとの業務の内容、実施体制及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で提出し、県の承認を得ること。

(3) 業務の履行に関する措置

① 県は、本業務委託（再委託した場合を含む）の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

② 受託者は、①の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に、県に書面で提出するものとする。

(4) 機密の保持

① 受託者は、本業務委託（再委託した場合も含む）を実施するにあたり、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務委託以外の用途に使用してはならない。

② 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担することとする。

③ ①及び②の項目については、契約期間終了後においても同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、本業務委託（再委託した場合も含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守しなければならない。

第7 その他

(1) 本業務委託が完了するまでの間、進捗状況の報告や発生する課題の協議・解決等に関し、必要の都度、県と協議しながら進めるものとする。そのため、常に協議可能な体制を整えること。

(2) その他、この仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、決定するものとする。